

津和野町省工ネ等支援事業

交 付 要 領

令和 8 年 8 月

津和野町商工会

津和野町省エネ等支援事業 交付要領

第1条 通則

この交付要領は、津和野町の「津和野町省エネ等支援事業補助金交付要綱」に基づき、津和野町商工会が間接補助金として交付する「津和野町省エネ等支援事業補助金」を適正かつ円滑に交付するために必要な事項を定めることとする。

第2条 間接補助金交付の目的

エネルギー価格をはじめとした物価高騰の影響を受けている中小企業等に対して、エネルギーコスト等削減を図るための取組の経費の一部を補助することにより、中小企業等並びに自治会等の経営を支援することを目的とする。

第3条 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 「中小企業等」とは、次に掲げるものとする。

中小企業者等	対象業種から除外される業種
中小企業者	「中小企業者」について日本標準産業分類のうち、以下は対象外 ・農業・林業・漁業（会社法上の会社等は除く） ・農事組合法人 ・一部の娯楽業・競技・競争関連業（※1） ・政治・宗教団体など
事業協同組合	
企業組合	
協業組合	
商工組合	
特定非営利活動法人	

※1：日本標準産業分類のうち大分類N（生活関連サービス業、娯楽業）のうち、小分類803（競輪・競馬等の競争場、競技団）、細分類8094（芸ぎ業（置屋、検番を除く。））及び細分類8096（娯楽に附帯するサービス業のうち、場外馬券場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業）

2 「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げる者であって、令和8年5月1日時点で事業所が津和野町内に所在する者をいう。

3 「中小企業者等」とは、中小企業者、事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、特定非営利活動法人をいう。

4 「自治会等」とは、町内で地域活動を行う自治会その他町長が適当と認める団体をいう。

5 「本事業」とは、津和野町省エネ等支援事業 間接補助金交付事業をいう。

6 「補助事業」とは、前条の目的に適った中小企業者等による取組であって、本事業の補助対象となる事業をいう。

7 「補助事業者」とは、補助事業を行う中小企業者等又は町長が補助事業を行うため、特に認めた者をいう。

8 「補助金」とは、本事業で津和野町商工会が交付する補助金をいう。

9 省エネ（省エネルギー）の定義

必要なサービスや快適さを保ちながら、使うエネルギーの量をできるだけ減らすこと。

第4条 本事業の対象者

補助事業を実施する対象者は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

中小企業者等	自治会等
1 前条に規定する中小企業者等であること。	1 前条に規定する自治会等であること。
2 納期の到来した津和野町税等を完納していること、又は津和野町担当課と納付について協議を行い、当該計画を適正に履行していること。	2 本事業を活用し設置する設備等を使用する施設が、国や県、町等の地方公共団体が所有するものでないこと。
3 暴力団等の反社会的勢力と関係を有しないこと。	3 暴力団等の反社会的勢力と関係を有しないこと。
4 社会通念上不適切であると認められる事業者等でないこと。	4 社会通念上不適切であると認められる事業者等でないこと。

第5条 本事業の要件

本事業は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- 1 既に使用している設備等と同じ機能を持ったものであって、エネルギーコスト（水道光熱費等）の削減に資する設備等の更新等や改修工事であること。
- 2 中小企業者等においては、町内に所在し事業に供する事業所等に設置する設備等であること。
- 3 自治会等においては、補助事業者が所有し管理する集会施設等に設置する設備等であること。
また、その設備が他の補助事業で導入したものではないこと。ただし、他の補助事業で導入した設備等が財産処分の制限により定められた期間を経過している場合は、この限りではない。
- 4 更新する設備等は新品（未使用）のものであること
- 5 自らの居住部分に設置する設備等でないこと。
- 6 本事業を活用し設置する設備等を使用する施設が、国や県、町等の地方公共団体が所有するものでないこと。
- 7 補助事業が、他の補助金等を活用する事業でないこと。
- 8 交付決定前に着手した事業でないこと。
- 9 1事業者につき補助金申請は本年度1回限りとする。
- 10 公序良俗に問題のある事業又は公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条において規定する風俗営業など）でないこと。

第6条 本事業の補助対象経費及び補助率等

- 1 本事業の補助対象経費、補助率、補助限度額及び補助対象期間は、別表のとおりとする。
消費税及び地方消費税は、補助対象経費に含むものとする。
- 2 補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

第7条 補助事業の交付基準

補助事業は、次の各号に基づき審査し、予算の範囲内で採択するものとする。

- 1 納期の到来した津和野町税等を完納していること、又は津和野町担当課と納付について協議を行い、当該計画を適正に履行していること。
- 2 補助事業によるエネルギーコストの削減効果を証明できる資料を提出すること。
- 3 補助事業の実施が事業期間内に完了できる見込みのあるものであること。
- 4 補助事業者が補助事業の実施にあたり、町内に事業所を有する中小企業者への発注に努めていることが認められること。

第8条 補助金交付先の決定に関する手続き

津和野町商工会は、次の各号の手続きにより、補助事業を決定するものとする。

- 1 補助金を受けようとする者は、「補助金交付申請書（様式1号）」に、次の各号に掲げる書類を添えて、令和8年11月30日までに津和野町商工会に提出しなければならない。

中小企業者等	自治会等
(1) 納税証明書（申請者の代表者分に係るもの。ただし、法人の場合は法人分を含む。） (2) 見積書 (3) 決算書 (4) 補助事業によるエネルギーコストの削減効果を証明できる資料 (5) 振込先口座のわかる通帳等の写し (6) 暴力団等の反社会勢力と関係を有していないことの宣誓	(1) 見積書 (2) 決算書または収支報告書 (3) 補助事業によるエネルギーコストの削減効果を証明できる資料 (4) 振込先口座のわかる通帳等の写し (5) 暴力団等の反社会勢力と関係を有していないことの宣誓

- 2 津和野町商工会は、前条による申請があった場合は、申請内容等に関する審査を行い交付の可否を決定するものとする。
- 3 津和野町商工会は、前項等の交付決定を行った場合は、申請者に対し速やかに「補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）」により通知するものとする。

第9条 実績報告及び補助金額の確定に関する手続き

- 1 補助金の実績報告は、補助事業が完了した時は、完了日から起算して30日を経過する日または令和8年12月31日までに「補助金実績報告書（様式3号）」に関係書類を添えて津和野町商工会へ報告しなければならない。
- 2 津和野町商工会は、補助金額が確定した場合は、補助事業者へ「補助金確定通知書（様式4号）」により通知するものとする。
- 3 補助事業者は、この事業に係る経理を明確にするとともに、関係帳簿を整理し5年間保存するものとする。

第10条 補助金の請求に関する手続き

- 1 前条第2項に規定する通知を受けた補助事業者は、「補助金交付請求書（様式第5号）」を津和野町商工会に提出しなければならない。
- 2 津和野町商工会は、前項の請求が適切であると認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

第11条 状況報告及び調査等

- 1 津和野町商工会は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、実施状況等についての報告を求め、必要な指摘を実施し、又は調査を行うことができる。
- 2 津和野町商工会は、前項の規定により補助金の交付をした者に対し、必要に応じて当該設備等の利用状況等の情報提供を求めることができる。

第12条 財産処分等の制限

- 1 補助事業者は、この補助金により取得した対象設備等について法定耐用年数終了前に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃止し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ津和野町商工会の承認を受けなければならない。

第13条 交付決定の取消し

- 1 津和野町商工会は、補助事業者が次の各号に該当する場合には、第8条に規定する補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 補助事業者が、法令又は本要領の規定に違反したとき
 - (2) 補助事業者の申請書類の内容に虚偽があることが判明したとき
 - (3) 申請時に宣誓した内容に違反したとき

第14条 補助金の返還

- 1 津和野町商工会は、前条の取り消しを行った場合において、既に交付した補助金の一部又は全部を、期限を決めて返還させることができる。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その返還を免除することができる。
 - (1) 申請者が死亡したとき
 - (2) 災害、疾病その他やむを得ない事由により、返還することが著しく困難であると認められるとき

第15条 委任

- 1 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、津和野町及び津和野町商工会が協議を行い別に定める。

附 則

この要領は、令和8年5月11日から施行する。

この要領は、令和8年8月1日から一部改正し施行する。

別表（第 6 条関係）

対象者	補助対象経費	補助率及び補助上限額	補助対象期間
中小企業者等	・設備等の更新等 ・改修工事 ※上記に必要な付随費用も含む	補助対象経費の 2 / 3 以内	令和 8 年 12 月 31 日 まで
自治会等	・エアコン ・LED 照明器具 ※上記に必要な付随費用も含む	[上限額] 200,000 円 ※千円未満切り捨て	

※消費税及び地方消費税は、補助対象経費に含むものとする。